

厚岸町選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における投票所の開閉時間を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り下げ、及び繰り上げる。

令和8年1月27日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄



記

投票区名	地域名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第6投票区	筑紫恋	午前9時00分	午後4時00分
第7投票区	床 潭	午前7時00分	午後7時00分
第8投票区	末 広	午前9時00分	午後4時00分
第9投票区	トライベツ	午前9時00分	午後4時00分
第10投票区	若 松	午前9時00分	午後4時00分
第11投票区	糸 魚 沢	午前9時00分	午後4時00分
第17投票区	門 静	午前7時00分	午後7時00分
第18投票区	苫 多	午前9時00分	午後4時00分
第19投票区	尾 幌	午前7時00分	午後7時00分
第20投票区	上 尾 幌	午前7時00分	午後7時00分
第21投票区	太田・大別	午前7時00分	午後7時00分
第22投票区	片 無 去	午前7時00分	午後7時00分